

2026年度（令和8年度）

安全管理・虐待防止・身体拘束等適正化・ BCP等の取組

放課後等デイサービス わかたびじょん

— こどもたちが安心して過ごせる環境づくりのために —

本資料は、当事業所が実施する安全管理、虐待防止、身体拘束等の適正化、感染症対策、自然災害・感染症発生時の業務継続（BCP）等の主な取組を、保護者・関係者の皆様に分かりやすくお知らせするための公表用概要です。

1．基本方針

- ・子どもの生命・身体の安全と権利擁護を最優先とし、一人ひとりの特性、発達段階、意思及び人格を尊重した支援を行います。
- ・事故、災害、感染症、虐待その他の重大なリスクについて、予防・早期発見・迅速な対応・再発防止を一体的に進めます。
- ・職員研修、訓練、委員会・会議、マニュアルの見直し等を継続し、安全管理体制の向上に努めます。

2．安全管理・安全計画

- ・年間の安全計画に基づき、事業所内設備、活動場所、送迎、外出時等の安全点検を行います。
- ・子どもの特性や当日の体調・行動面を踏まえ、活動内容や職員配置に配慮します。
- ・送迎車両について、乗降時・運行時・降車後の確認を徹底し、置き去り等の重大事故防止に取り組みます。
- ・事故やヒヤリハットが発生した場合は記録・共有し、原因分析と再発防止策の検討を行います。
- ・緊急時の連絡体制、避難方法、保護者への連絡・引渡し方法等を職員間で共有します。

3．虐待防止の取組

- ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待その他子どもの権利を侵害する行為を認めません。
- ・虐待防止責任者等を中心に、虐待防止に関する体制を整備し、職員への研修・啓発を行います。
- ・日々の支援を振り返り、不適切な言葉かけ、威圧的対応、行き過ぎた指導等を未然に防止します。
- ・虐待又は虐待が疑われる状況を把握した場合は、こどもの安全確保を最優先として、法令・行政の指針に沿って速やかに対応します。
- ・こどもの意思表明を大切にし、保護者・関係機関とも連携しながら権利擁護に努めます。

4．身体拘束等の適正化

- ・身体拘束その他こどもの行動を制限する行為は、原則として行いません。
- ・やむを得ず検討する場合には、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たすかを慎重に確認します。
- ・必要性、方法、時間、こどもの状況等を検討し、個別支援計画への位置付け、保護者への説明・同意、実施時の記録等を適切に行います。
- ・身体拘束等適正化に関する委員会・研修等を通じて、代替的な支援方法を検討し、拘束に頼らない支援を推進します。

5．感染症対策

- ・手洗い、手指衛生、換気、環境清掃等の基本的な感染対策を実施します。
- ・感染症の発生状況を把握し、必要に応じて保護者・関係機関への連絡、利用方法の調整、消毒等を行います。

- ・感染症対策に関する職員研修・訓練を実施し、感染拡大防止と支援継続の両立を図ります。

6．感染症BCP（業務継続計画）

- ・感染症が発生した場合でも、こどもの安全を確保しながら重要な支援を継続又は早期再開できるよう、感染症BCPを整備します。
- ・発生時の指揮命令系統、職員間の連絡、感染者・濃厚接触が疑われる者への対応、必要物資の確保等を定めます。
- ・BCPに基づく研修・訓練を行い、実効性を確認するとともに必要に応じて内容を見直します。

7．自然災害BCP（業務継続計画）

- ・地震、風水害、豪雨その他の自然災害を想定し、こどもの安全確保と事業継続・早期復旧のためのBCPを整備します。
- ・地域のハザード情報、避難場所・避難経路、職員の参集・連絡方法、保護者への連絡・引渡し方法等を確認します。
- ・食料、飲料水、衛生用品その他必要な備蓄品の確保・点検に努めます。
- ・避難訓練等を実施し、訓練結果や地域の状況変化を踏まえてBCPを継続的に見直します。

8．緊急時・事故発生時の対応

- ・けが、急病、交通事故、行方不明その他の緊急事態では、こどもの生命・身体の安全確保を最優先します。
- ・必要に応じて119番・110番通報、医療機関への受診、保護者・管理者・関係機関への連絡を速やかに行います。
- ・重大事故等については必要な行政報告を行い、事実確認、原因分析、再発防止に取り組みます。

9．職員研修・訓練・委員会

- ・安全管理、虐待防止、身体拘束等適正化、感染症、BCP、事故防止等について、年間計画に沿って研修・訓練を行います。
- ・委員会・会議等で課題やヒヤリハットを共有し、支援方法やマニュアルの改善につなげます。
- ・新任職員にも必要なルールや緊急時対応を周知し、事業所全体で共通理解を図ります。

10．保護者・学校・関係機関との連携

- ・日常的な情報共有を大切にし、こどもの安全や健康に関する重要事項について保護者と連携します。
- ・必要に応じて学校、相談支援事業所、医療機関、行政その他の関係機関と連携し、こどもを支える体制づくりに努めます。
- ・災害・感染症・事故等の緊急時にも円滑に連絡できるよう、連絡体制の確認を行います。

11．2026年度の継続的な改善

本年度も、各種研修・訓練、委員会、事故・ヒヤリハットの検証、BCP及び各種マニュアルの見直しを行い、安全で質の高い障害児支援の提供に努めます。取組内容は、法令・行政通知・ガイドラインの改正や事業所の実情に応じて随時見直します。

【参考】本公表資料は、こども家庭庁「障害児支援における安全管理について」、障害児支援に関する各種ガイドライン・手引き、障害者福祉施設等における虐待防止と対応の手引き等を踏まえて作成した概要版です。

実際の緊急対応、避難場所、連絡体制、職員配置等は、事業所で定める安全計画・各種マニュアル・BCP等に基づいて運用します。